

○「高齢社会対策大綱(令和6年9月13日)」の抜粋

第1 目的及び基本的考え方**1 大綱策定の目的**

我が国は、世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進み、「超高齢社会」となっており、今後も更に高齢化は進展していく。

今や高齢化は、全世界的な傾向でもあり、我が国固有のものではない。世界各国においても今後直面する大きな課題の一つであり、高齢社会のトップランナーである日本の対応に世界からの注目が集まっている。

「高齢社会対策」とは、増加する高齢者¹を支えるための取組だけではない。今後、高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく社会を前提として、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組である。人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足、経済規模の縮小等のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念されている。2040年代前半には、65歳以上人口がピークとなり、それまでに生産年齢人口は急減していく。このような変化を見据えつつ、社会の持続可能性を確保するためのあらゆる備えをしていくことが急務である。

一方で、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘されている。また、65歳以上の就業者等は増加し続けており、その意欲も高い状況にある。このような状況を踏まえれば、65歳以上を一律に捉えることは現実的ではない。年齢によって、「支える側」と「支えられる側」を画することは実態に合わないものとなっており、新たな高齢期像を志向すべき時代が到来しつつある。

このような観点から、年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支

¹ 「高齢者」の用語は文脈や制度ごとに対象が異なり、一律の定義がない。ここでは、便宜上、一般通念上の「高齢者」を広く指す語として用いている。

えられる側」にもなれる社会を目指していくことが必要である。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながる。そして、そのことは、将来いずれ高齢期を迎える世代の人にとっても安心して豊かに暮らせる社会づくりをしていくことにほかならない。全ての世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り拓いていく必要がある。

こうした認識に立って各般にわたる取組を進めていくため、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この高齢社会対策大綱（以下「大綱」という。）を定める。

出典：高齢社会対策大綱(令和6年9月13日) P.1-2

掲載：内閣府公式 web サイト

<https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/r06/hon-index.html>